

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月3日

川崎市長 福田紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

- (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案番号	趣旨
1	要するに帰れ
2	帰ってください お願いしますだろ
3	なぜ差別の激しい国に留まるのですか？帰国するという手もありますよね
4	帰れよ
5	■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）在日××××××（特定の民族の蔑称）
6	消えろ！ とかならみんな心の中で思っているだろうけど
7	◆◆さん（特定の民族の蔑称）、半島にお座りなさい
8	帰れ
9	何で日本に寄生するの？ 素敵な祖国に帰れば簡単に幸せになるだろ
10	出てけよ
11	帰国したら？と言ってるだけ
12	自分の家に帰れと言われるのは当然の事
13	・在日●●人（特定の民族名）って日本とは無関係な部外者じゃん ・日本を構成する因子ではないし、日本人の仲間でも友人でもない

- (2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
1 4	帰れよ何で嫌いな国にしがみついでんだ
1 5	要するに帰れ
1 6	不逞▲▲人（特定の民族名）の残党が、被害者面で居座るな
1 7	いつ帰国されるんですか？

- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1（1）及び（2）に記載のとおり

- 3 拡散を防止するために講じた措置

- (1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
(2) 上記1（2）の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

- 4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和7年2月28日

- 5 その他

- (1) 上記1（1）及び（2）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。